

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885048

研究課題名(和文) モンゴル法制史研究の原典史料に基づいた再構築

研究課題名(英文) Re-examining Mongolian Legal History: A Study on the Basis of Original Legal Texts

## 研究代表者

額定 其勞 (Khohchahar, Erdenchuluu)

京都大学・白眉センター・助教

研究者番号：10710618

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：従来のモンゴル法制史研究は主に漢文史料と法典条文に基づいて行われてきたが、法の実態を解明することが殆ど出来なかった。これに対して、本研究は、モンゴル語の原典史料を用いてモンゴル法制史の再構築を試みるものである。具体的には、史料が比較的豊富に存在する前近代(社会主義化以前の)モンゴルの裁判制度と身分秩序に焦点を当てる。

研究の遂行に当たり、(1)中華人民共和国やロシア連邦、イギリス、フランス、日本における史料調査、(2)オックスフォード大学における一年間の在外研究、(3)オックスフォード大学と京都大学における国際学術会議の組織と開催、(4)国内外での学会発表、(5)学術論文の公刊を行った。

研究成果の概要(英文)：Most traditional studies on Mongolian legal history are based on Chinese language sources and law codes. Though these previous works present a general picture of traditional Mongolian law, they lack details in describing the actual practice of Mongol law. In contrast, this project re-examines Mongolian legal history, particularly its judicial and social structures, by using original Mongolian legal texts. Major research activities conducted during this project include: research into archival documents held in the People's Republic of China, Russian Federation, United Kingdom, France and Japan; visiting Oxford University (12 months); organizing international conferences at Oxford University and Kyoto University; conference presentations both in Japan and abroad; as well as publishing academic articles.

研究分野：基礎法学 / 比較法制史 / 東洋法制史 / モンゴル法制史 / 法社会学

キーワード：モンゴル 前近代 裁判制度 身分秩序

### 1. 研究開始当初の背景

モンゴルは13～14世紀にユーラシア大陸を跨ぐグローバルな政治秩序を構築したことがある。その秩序の根底にあった法のあり方は、今日の法のグローバル化に対しても一定の示唆を提供するものである。それにも拘わらずモンゴル法の歴史像は殆ど未解明のままであり、また、既存の研究ではそれが誤って伝えられることさえ見られる。その主因について総じて言えば、従来のモンゴル法制史研究は主に漢文史料や法典条文に依拠したためと考えられる。従来のモンゴル法制史像を見直すにはモンゴル語で書かれた原典諸史料の活用が必須の条件となっている。

### 2. 研究の目的

本研究では、前近代（社会主義化以前の）モンゴルの法秩序を生々しく描いたモンゴル語の原典史料を用いてモンゴル法制史研究の再構築を試みる。具体的には、地方レベルで作成された法制資料が豊富に現存する前近代モンゴルの裁判制度と身分制度のあり方を比較法史学の視点から究明することを研究目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究では比較法史学の視点を採用し、モンゴルの事情を日本のみならず広くアジアとヨーロッパの事例に比較する方法を通して究明する。そのためにヨーロッパでの在外研究を実施し、国際的な学术交流と滞在先での資料調査を行う。但し本研究で利用する基本史料はモンゴル語諸原典であるため、それらが保存されている国内外の古文書館を訪問し史料調査も実施する。

### 4. 研究成果

#### (1)平成25年度の研究成果(裁判制度研究)

同年度中は国内外（ロシア、モンゴル、中国、日本）における史料調査と在外研究（オックスフォード大学、12月1日～翌3月31日）、学会発表、博士論文の英訳等の研究活動を通じて、博士論文で取り扱っていないハルハ（通例「外モンゴル」、現モンゴル国）とブリヤート（現ロシア連邦ブリヤート共和国）の地方裁判制度の実態を解明し、その成果を博士論文で分析した内モンゴル（現中華人民共和国）の事例と比較検討し、よって前近代モンゴルの裁判制度の全体構造を明らかにした。そして、清朝治下にあった内外モンゴルとロシア帝国治下にあったブリヤート・モンゴルの裁判制度の比較検討を通じて見えてくる実態は帝国統治と法のあり方に強く関連しており、その概要は次の通りである。

即ち、17世紀から18世紀の期間、モンゴルの全ての部族は大清とロシアの二つの帝

国の統治下に入っていった。君主専制国家でありながらそれぞれが多数の民族集団を抱えていたこの二つの帝国のモンゴル統治制度には、次のような類似点が見られる。つまり、爵位と官職の付与（又は承認）を通してモンゴル固有の統治者の権力を維持する一方、現地には帝国自らの官憲を設置し、同時に専用法を制定した。また、多くの近代植民地政策にも見られるように、モンゴルの固有統治権力を段階的に減らしていく点で両者は同様であった。

しかし、両者のモンゴル統治制度にはなお次のような異なる点が見られる。まず、清朝の統治者である満州貴族はモンゴルの貴族とその建国初期の段階において強い軍事的な同盟関係を結んでいたものであり、またその後も弱くはなったもののその色彩を濃く残した。これに対し、ツァリスト・ロシアとブリヤートの関係はむしろ統治者と被統治者の関係にあった。ついで、清朝がモンゴルに対して盟旗制度の導入を通して軍事的な編成を行ったことと対照的に、ロシアはブリヤートに対して同様なことは殆ど実施しなかった。第三に、清朝は（その末期を除けば）モンゴルにおける漢人入植や漢人との通婚を禁止していたが、ロシアは現地へのロシア人の入植を奨励していた。

こうした異なる統治制度下におけるモンゴルの法は異なる特徴を呈している。即ち、清朝治下のモンゴルの法律に比べて、ブリヤートの法律の詳細化の程度は高い。例えば、法律内容が細分化されていたほか、財産刑の単位には清朝統治下のモンゴルに普遍的に見られるような「九畜」単位が見られず、その代わりに数え易い罰金単位が設けられていたのである。また、ブリヤート法にはロシアの立法を介してではあるが西洋法の影響が19世紀から見られる。例えば、「動産」や「不動産」の概念がブリヤート法の中に導入されていたほか、土地法が発達していた。こうした西洋法の影響は清朝治下のモンゴルには見られない。もちろん、清朝治下のモンゴルの土地法（特に耕地関係規範）は中国法の影響をかなりの程度受けていたのは事実であり、また一方ではブリヤートにはロシア土地法の影響もあったのだろう。

今後は以上の研究成果を踏まえ、博士論文の英訳加筆を行い、欧米での出版を試みたい。

#### (2)平成26年度の研究成果(身分制度研究)

本年度中は、オックスフォード大学における在外研究（継続、4月1日～12月1日）を遂行し、イギリスの身分制度についての資料を蒐集し、オックスフォード大学滞在中、7月6日～7月25日の間にパリ第二大学で開催された「大陸法サマースクール」に出席し、前近代フランス並びにヨーロッパ大陸における身分制度に関する知見を深め、また「モンゴル法 新しい問いとアプローチ」と題する国際学会議（京都大学）を組織し、

自ら研究発表も行い、更に 中国・内モンゴル自治区における史料調査を実施した。これらの研究活動を通して本年度の研究対象である前近代モンゴル身分制度の歴史と実態を解明することができた。

本研究で明らかになった研究内容の概要は次の通りである。即ち、前近代における身分秩序は、伝統的な「三階級カテゴリー」(上中下)から清代(1644~1911)の「二階級カテゴリー」(貴族平民)の細分序列化を経て、清朝の官僚システムの階梯を模倣した位階制度の確立に至った。しかしながら、こうした建前の制度と現実との間には大きなギャップが存在し、それが身分制度の実態をより複雑にしていた。

今後は更なる事例検討を加えた上で、身分制度の性格について更に掘り下げて検討していきたい。また、本研究の成果を英語論文として欧米の学術雑誌で刊行する予定である。

### (3) 本研究の位置づけとインパクト

本研究の国内外における位置づけとインパクトとして次の三点を挙げたい。

第一に、用いる史料や研究の手法からして学界における先駆的な試みであり、新しく発見、創出した知識が研究史上の空白を埋める価値を有する。これらの新発見はまた東洋法史引いては世界法史研究の進展にも繋がるだろう。

第二に、国際会議開催と在外研究を通して日本と海外諸国との間の学術交流に寄与できた。特に日本の研究成果を積極的に海外へ発信するという問題意識からすれば、本研究の意義は着実なものになるだろう。

第三に、本研究は法学や法史学分野のみならず、広く歴史学や社会学(特に遊牧社会研究の場合)にとっても大いに貢献できるものと言えよう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

(1) 萩原守・額定其勞「モンゴル法制史研究動向」『法制史研究』64号、171~211頁。(査読あり)

(2) Erdenchuluu Khohchahar, 2014. "Land Tenure in Pre-modern Mongolia: An Approach Based on New Sources from the Qing Era," in: Сампилдондовын Чулуун, Хурц, Ока Хироки (eds.) 2014. *ЧИН УЛС БА МОНГОЛЧУУД (The Qing Empire and the Mongols)* CNEAS Reports, Sendai: Meirinsha, pp. 267-278. (査読なし)

(3) Erdenchuluu Khohchahar, 2014. "The

Study of Mongolian Legal History: New Approaches Based on Local Documents," in: Russian Academy of Sciences and Mongolian Academy of Sciences (eds.) 2014. *Cultural Heritage of the Mongols: Manuscript and Archival Collections in St. Petersburg and Ulaanbaatar*, The International Conference under the Patronage of the President of Mongolia, April 19-20, 2014, St. Petersburg, Russia, Proceedings of Papers (出版社名未記載) pp. 40-53. (査読なし)

[学会発表](計 5 件)

(1) Erdenchuluu Khohchahar "Classifying the People: Social Status and Hierarchical Order in 17th to 19th Century Mongolia." International Conference: Mongol Law: New Questions and New Approaches, Kyoto University, Kyoto, 26-27 February, 2015.

(2) Erdenchuluu Khohchahar "Religion and Justice in a Transitional Inner Asian Society: The Case of Mongols in China." International Workshop: Transformation of Law in the Age of Globalization, Doshisha University, Kyoto, 14 December, 2014.

(3) Erdenchuluu Khohchahar "Protecting the Holy Mountain: Conflicts between Mongols and Mining Companies in North-Eastern Tibetan Plateau." International Workshop: Inner Asian Law and Society: Religion and Justice, University of Oxford, Oxford, 14 November, 2014.

(4) Erdenchuluu Khohchahar "Skill-Dependent Justice." The 75th Hakubi Seminar, Hakubi Center of Kyoto University, Kyoto, 4 March, 2014.

(5) Erdenchuluu Khohchahar "Power, Order, and Justice in Mongolia between the 18th and 20th Century." Socio-Legal Discussion Group Seminar, University of Oxford, Oxford, 20 February, 2014.

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:

種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

(1) 京都大学白眉センターだより第9号「海外渡航記」と「活動紹介」の欄に短文を掲載した。以下のURLからダウンロード可能。

<http://www.hakubi.kyoto-u.ac.jp/jpn/11/pdf.html#tab1>

(2) 京都大学白眉センターだより第8号の「研究の現場から」欄に小論を掲載した。以下のURLからダウンロード可能。

<http://www.hakubi.kyoto-u.ac.jp/jpn/11/pdf.html#tab1>

(3) 報告者は「内陸アジアの法と社会」(Inner Asian Law and Society)という国際ワークショップ・シリーズを運営しており、そのキックオフ会議を「宗教と法」というサブタイトルのもとで2014年11月14日にオックスフォード大学で開催した。以下のURLから確認可能。

<http://www.law.ox.ac.uk/event=13232>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

( 額定其労 )

研究者番号：10710618

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：